

全日本実業団ヨット連盟

経理規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、全日本実業団ヨット連盟（以下、「連盟」という）における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、正確かつ迅速に把握し、連盟の事業活動の計数的統制とその能率的運用を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、連盟の経理業務の全てについて適用する。

第3条（経理の原則）

連盟の経理は、法令、定款に準拠する他、本規程の定めによって処理されなければならない。

第4条（会計区分）

連盟の会計区分は、一般会計および全日本大会会計に区分する。

第5条（会計年度）

連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第6条（経理責任者）

経理責任者は、会計担当の理事とする。

第7条（書類の保存）

経理に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 決算書類 5年
- (2) 証憑書類 2年
- (3) その他の書類 2年

2 前項の保存期間は、会計年度終了の翌日から起算する。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、経理責任者の上申にもとづき、理事会の決議により行うものとする。

第2章 勘定科目及び決算

第9条（勘定科目）

各会計区分においては、収支の状況及び財政状態を的確に把握するために必要な勘定科目を設けるものとする。

第10条（決算の目的）

決算は、会計年度の会計記録を整理し、その収支の結果により、会計年度の財政状態を明らかにすることを目的とする。

第11条（決算の種類）

決算は、一般会計の年度決算と、全日本大会会計に区分して行う。

第12条（年度決算）

経理責任者は、毎事業年度終了後に一般会計の決算報告書を、全日本大会終了後に全日本大会会計の決算報告書を作成し、それぞれ監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

以 上